

振込規定

第1条（適用範囲）

インターネットバンキングの利用等当社所定の手続による、当社または他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座宛の振込（以下「振込」といいます）については、この規定により取扱います。

第2条（振込の依頼）

1. 振込の依頼（以下「振込依頼」といいます）は、次により取扱います。

- (1) 当社所定の手続にしたがい、振込先金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振込金額、依頼人名、振込日（振込先金融機関に対し振込通知を発信する日をいいます。以下同様とします）、その他所定の事項を正確に入力してください。当社は入力事項を振込依頼の内容とします。
- (2) お客さまは、お客さまが当社にあらかじめ登録した振込先金融機関に対し、定期的に定額の振込を実行することを振込依頼の内容とすることができます（以下、当該サービスを「定額自動振込サービス」といいます）。お客さまは当社所定の手続にしたがって、定額自動振込サービスの設定および変更を行うことができます。当社はお客さまの設定内容にもとづき、定額自動振込サービスを月毎または週毎の振込依頼の予約として、振込日として指定した日に自動的に振込を実行します。月毎の定額自動サービスの設定がある場合において、お客さまが設定した振込日が定額自動振込サービス実行月に存在しない場合は、当該月の末日を振込日として、また、お客さまが設定した振込日（当該日が存在しない場合には当該月の末日）が銀行営業日以外の日である場合は、お客さまの設定に従い、その直前またはその直後の銀行営業日を振込日として振込が実行されます。（本規定において「銀行営業日」とは、日本において銀行が休日とされる日以外の日をいいます。）
- (3) 第1号の規定によりお客さまが当社または他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座あての振込依頼をされた場合、振込日が依頼日当日であれば、当社は原則として依頼日当日を振込日とする振込依頼としてこれを取り扱います。ただし、銀行営業日のうち当社所定の時間以降または銀行営業日以外の日に当社以外への振込依頼を当社が受け付けた場合は、振込先金融機関もしくは受取人口座の状況またはその他の事情により、依頼日の翌営業日の取り扱いとなる場合があります。

- (4) お客さまが振込依頼をした日の翌日以降の日で、当社所定の期限内の先日付の日を振込日として指定した場合には、当該指定日を振込日として指定する振込依頼の予約として取り扱います。
 - (5) 振込依頼の予約を行う場合において、当社以外の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座あての振込の場合は、銀行営業日以外の日を振込日として指定することはできません。
 - (6) 当社は、当社所定の方法によりお客さまが振込手続に利用される端末（以下「利用端末」といいます）から入力した事項を依頼内容として、振込依頼を受付けます。
2. 振込依頼の内容について誤りがあったとしても、これによって生じた損害については、当社は責任を負いません。
 3. 振込依頼を受け付けた場合は第3条に定める振込契約の成立時点で、振込依頼の予約を受け付けた場合は当該予約の受付時点で、受付番号およびお客さまからの依頼内容を利用端末に表示しますので、その内容を確認してください。万一、取引内容に相違があるときは直ちにその旨を当社に連絡してください。
 4. お客さまと当社の間で取引内容について疑義が生じた場合には、当社が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。

第3条（振込契約の成立）

1. 振込にかかる契約（以下「振込契約」といいます）は、当社が振込依頼の内容を承諾し、振込資金、振込手数料その他この取引に関連して必要となる手数料（以下「振込資金等」といいます）の受領を確認した時に成立するものとします。
2. 振込資金等は、振込日当日に、当社のお客さま名義の円普通預金口座から振替により受領するものとします。なお、振込依頼の予約または定額自動振込サービスの場合、振込資金等は振込日として指定した日の当社所定の時刻までに必要額を支払指定口座に指定された円普通預金口座にご入金ください。
3. 振込依頼の予約または定額自動振込サービスの場合で、振込日に出金口座に指定された円普通預金口座の支払可能額が振込資金等の金額に不足する場合は、当社所定の時刻までに当該円普通預金口座に対してその不足額を入金するものとします。当社は、当該時刻後、当社所定の手続きに従って自動的に振込を再実行します。なお、当該時刻経過後も資金が不足している場合は、振込契約は成立せず、当該振込依頼の予約（定額自動振込サービスに基づく振込依頼の予約を含みます）は取り消されるものとします。なお、複数の振込依頼の予約または定額自動振込サービスの利用がある場合、当社所定の順序においてお客さまの支払額の範囲で振込を実施し、支払可能額を超えるものがあつた場合には、その振込予約は取り消されるものとします。これらにより生じた損害については、当社は責任を負いません。

4. 振込依頼の予約の場合、当該予約にかかる振込日当日の当社所定の時刻までは、その振込予約を取消することができます。

第4条（振込通知の発信）

振込契約が成立したときは、当社は振込依頼の内容に従って、振込先の金融機関あてに振込通知を発信します。

第5条（取引内容の照会等）

当社が発信した振込通知について振込先の金融機関から照会があった場合には、当社はお客さまに対し、当該振込依頼の内容について照会することがあります。この場合には、速やかに回答してください。当社からの照会に対してお客様と連絡が取れなかった場合、お客さまが速やかに回答されなかった場合、または、不適切な回答があった場合は、これによって生じた損害については、当社は責任を負いません。

第6条（振込資金の返還）

振込先として指定した金融機関に受取人の預金口座が存在しない等の事由により、受取人の預金口座へ入金できない場合、当社は、お客さまが、第8条に定める組戻依頼をしていない場合でも、当該振込資金を組戻し、当該振込資金をお客さま名義の円普通預金口座に入金します。これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。この場合、振込手数料の返還は行いません。

第7条（依頼内容の取消・変更等）

1. 当社は、振込契約の成立後には、振込依頼の取消しを受付けないものとします。必要に応じて、第8条に定める組戻し手続をお取りください。
2. 当社は、振込依頼の内容変更を受け付けないものとします。振込依頼の内容変更を希望される場合は、振込契約の成立前までに振込依頼を取り消した上で、新たに、振込依頼を行ってください。
3. 定額自動振込サービスの依頼内容を変更または停止する場合は、当社所定の方法によりお手続きください。

第8条（組戻し）

1. 振込契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、次の組戻しの手続きにより取扱います。
 - (1) 組戻しの依頼（以下「組戻依頼」といいます）にあたっては、当社所定の手続にしたがってください。
 - (2) 当社は組戻依頼にもとづき、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

- (3) 振込先の金融機関より組戻依頼にもとづき資金が返却された場合には、当社はお客さまに対しその旨を通知したうえ、返却された資金をお客さま名義の円普通預金口座に入金します。
2. 第1項において、組戻依頼を行った場合であっても振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているとき、または受取人からの組戻しの承諾を得られないなどの理由で、組戻しができないことがあります。この場合には、お客さまが受取人との間で直接協議してください。

第9条（振込限度額）

1. 当社は、振込において、「1日」（基準は「午前零時」とします）あたりに振込むことができる金額（以下「振込限度額」といいます）を定めます。この振込限度額は、お客さまご自身が当社所定の方法により変更することができます。ただし、振込限度額は、当社所定の上限金額を超えない範囲に限定されるものとします。なお、当社はこの上限金額を変更する場合があります。
2. 当社は、振込限度額を超える振込依頼は受け付けません。なお、振込予約については、振込予約時の振込限度額を超える振込予約を受け付けません。

第10条（手数料）

1. 振込の受付にあたっては、当社所定の手数料をいただきます。なお、手数料はいかなる場合も返還いたしません。
2. 第8条第1項第1号の組戻しの受付にあたっては、当社所定の手数料をいただきます。この場合、第1項の振込手数料は返還しません。なお、組戻しができなかった場合にも、組戻手数料は返還いたしません。
3. 振込に関するお取引について、特別の依頼により要した費用は、別途にいただきます。

第11条（サービスの取扱時間）

本規定に定めるサービスの取扱時間は当社が別途定める時間内とします。

第12条（規定の準用）

本規定に定めのない事項については、当社の定める他の規定などにより取扱います。当社の規定は、当社ウェブサイト上に掲示します。

第13条（規定の変更）

当社は、法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他合理的な理由により、本規定の変更をする必要性が生じた場合には、本規定の内容を民法その他の法令の規定に従い

変更する場合があります。その場合には、当社は変更日・変更内容を当社ウェブサイト上に掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。

以 上

(2020年4月1日現在)